

八尾あきんど起業塾～チャレンジカフェ編～公募要領

八尾市が実施する「八尾あきんど起業塾～チャレンジカフェ編～」は、八尾市内で新規出店を希望する意欲のある開業希望者を対象として、近鉄八尾駅前の「LINOAS」リノアス 8 階ホール「みせるばやお」施設内のカフェスペースにおいて、実際の経営を行うことで、経営にかかる全般的な知識やノウハウ等の習得と開業に対する課題を解決し、八尾市内における開業及び持続可能な店舗経営ができるよう育成することを目的とする。

ご応募は、本公募要領をご熟読の上、下記のWEB申込フォームより申込みください。なお、本事業は、出店者の募集にあたっては「株式会社友安製作所」を委託先としております。

公募締切日：対象者の 1 組が決まり次第、募集終了

I 事業の内容

1. 実施期間 対象決定日～令和 9 年 3 月 31 日
1 年ごとに更新可能（要審査）。更新は 2 回までとなります。実施期間満了後も、次の対象者が決定するまでの期間に限っては、「みせるばやお」施設運営者の同意があれば、出店の継続が可能です。
2. 募集 1 組
3. 出店場所 八尾市光町 2－60 LINOAS（リノアス）8 階ホール
「みせるばやお」施設内カフェスペース
※出店あたっては、「みせるばやお」施設運営者に対し出店にかかる費用（月額 3 万円）の支払いが必要となります。
4. 対象者
 - (1) 18 歳以上で、チャレンジカフェでカフェ経営の経験を積み、将来、八尾市内での開業を目指す、意欲ある個人またはグループ。
※ 複数名で店舗経営を考えられている方は、グループでの申込みが可能です。グループで申込の場合は代表者が申込みをしてください。
 - (2) 週 1 日以上、かつ、10：00～17：00 の間で、1 日 4 時間以上の営業ができる方。

- (3) 事業運営に必要な許認可等を取得している方。（開業時までには取得でも可）
- (4) 自店のお客様だけでなく、「みせるばやお」にお越しになったお客様への接客対応ができる方。

※ ただし、以下に該当する方は対象外になります。

- (1) 成年被後見人または補佐人に該当する方
- (2) その他、当該事業に適さないと認められる場合
- (3) 八尾市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等に該当する方、または別紙の誓約書を提出できない場合

Ⅱ 申込み手続き

WEB申込フォームでの申込み後、八尾市職員とみせるばやお施設運営者等との面談を行います。面談の後、「八尾あきんど起業塾～チャレンジカフェ編～決定書」を発行します。

1. 申込み方法

①WEB申込フォーム

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/424548c4-714c-43ee-a80b-b4df89d726cf/start>) からお申込みください。

②八尾市職員とみせるばやお施設運営者等との面談を行います。

③決定書発行を発行いたします。

2. 実施スケジュール

令和8年 8月3日	申込み受付開始
随時	WEB 申込みフォームより申込み
	面談
	対象店舗決定
	申込み締切 ※対象者が決まり次第、募集終了とします。
	店舗オープン

Ⅲ カフェスペースの概要、出店条件など

- (1) 所在地：八尾市光町2-60 LINOAS（リノアス）8階ホール「みせるばやお」
施設内カフェスペース

- (2) 面積 : キッチン 約1.5坪(奥行約2.7m×幅約1.8m)
バックヤード 約0.5坪(奥行約2.0m×幅約0.9m)
- (3) 備品・環境 : シンク、冷蔵庫、オーブンレンジ、食器棚、WiFi環境完備、電源使用可

※既設機器以外の調理機器等を持ち込む場合はご相談ください。

※区画内の什器・備品は持込みとなります。建物の原状を損なわない範囲で自由に持込みください。食器等は持込みとなります。

※ただし、火気および動力電源の使用は不可とします。

※搬入・搬出および区画内の費用はすべて各自負担、退店時は原状復帰してください。

【注意事項】

※事前に現地見学を希望される方は、事前予約制とさせていただきますので、必ず事前にご連絡下さい。

2. 営業時間

10:00～17:00

上記の基本時間の内、週1日以上、かつ1日4時間以上の営業時間を設定してください。

3. 定休日

火曜日（ただし、祝日の場合は翌日）。その他、「みせるばやお」の休業日に準じます。

4. 業種

カフェスタンド

「みせるばやお」来場者向けに、「みせるばやお」施設内で飲食ができる、飲み物や軽食の提供。

※火気を用いての調理は不可。IH調理器での調理は可。ただし、魚を捌くなどの原材料の下処理を伴う調理は不可。

5. 出店にかかる費用

- (1) 出店にかかる費用は、30,000円／月

（水道光熱費・共益費含む。なお、月途中での出店、退店の場合は日割り計算を行いません。）

※出店にかかる費用は、「みせるばやお」の会費として、「みせるばやお」施

設運営者に支払っていただきます。

- (2) 備品購入費及び陳列什器・備品持ち込みに係る費用は出店者の負担とします。
- (3) 搬入、搬出及び店舗内で係る費用は、すべて出店者の負担とします。
- (4) その他費用負担区分が不明確なものについては、協議により決定します。

6. 遵守事項

- (1) みせるばやおカフェスペース利用規約に同意し、その規約に従うこと。
- (2) 営業日及び営業時間を遵守すること。
- (3) 物品の搬入、看板やポスターの掲示、器具の持込みをする際は、八尾市または「みせるばやお」施設運営者に事前に相談をすること。
- (4) 営業終了後は、掃除、後片付けをおこない店舗を清潔に保つこと。
- (5) 施設内の設備又は貸与を受けた用具等を、故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、直ちにその旨を八尾市または「みせるばやお」施設運営者に届け出て、その指示を受けたうえで、弁償すること。
- (6) 出店品の搬入、搬出ならびに出店準備は出店者において行うこと。
- (7) 出店品の搬入、搬出を含む出店期間中において、災害、事故および盗難等による出店品の破損、紛失等トラブルについては、八尾市はその責を一切負わない。
- (8) 定められた必要書類を遅滞なく提出すること。定められた費用等の支払いを遅延なく納付すること。
- (9) 来客者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 危険物(爆発性・発火性・悪臭のあるもの・著しい音響・振動を伴うものなど)を持ち込まないこと。
- (11) 盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体を持ち込まないこと。
- (12) 出店を終了したときは、その出店に係る施設及び設備を原状に回復すること。出店の承認を取り消されたときも同様とする。
- (13) その他、八尾市または「みせるばやお」施設運営者が指示したこと。

※ 要件を満たさないことが判明した場合、遵守事項が守られない場合、また、全ての件において八尾市または「みせるばやお」施設運営者の指示に従わない場合はサポートを打ち切り、退店を命ずる事があります。その際に発生した出店者の損害、その他不利益については、八尾市、「みせるばやお」施設運営者および関係者はその責を一切負いません。

7. その他

- (1) 出店に必要となる許認可等の諸手続きは、各出店者において行うこと。

- (2) 出店に関しての盗難や事故などについて全て出店者の責任とする。
- (3) 公募要領に記載のない事項については、八尾市が定めるものとする。

【申込み先】

WEB 申込フォーム URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/424548c4-714c-43ee-a80b-b4df89d726cf/start>

【問合せ先】

八尾市魅力創造部産業政策課

T e l : 072-924-9356

E-mail : sangyou@city.yao.osaka.jp

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 八尾市長

〒
所 在 地

名 称

(ふりがな)

代表者氏名

印

生年月日 年 月 日 (性別：男・女)

私は、「八尾あきんど起業塾～チャレンジカフェ編～」対象者の申込みをするにあたり、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約いたします。

また、本書面を八尾市が大阪府警察本部に提出し、調査することに同意します。